

ヘレウスノーブルライトジャパン株式会社

据付・サービス取引条件

以下の取引条件は、ヘレウスノーブルライトジャパン株式会社（以下「ヘレウス」といいます）が行う製品の据付、サービス、保守及び修理の作業（以下総称して「本サービス」といいます）に関するヘレウスの見積及びお客様からの注文の全てに適用され、その一部を構成します。

ヘレウスによる売買及び引渡しに関する取引は、この取引条件ではなくヘレウスの「売買及び引渡し取引条件」のみが適用されます。ヘレウスの製品の据付、サービス、保守及び修理作業については、この取引条件のみが適用されます。お客様から提示された取引条件については、本取引条件に対する変更の申し入れに過ぎず、ヘレウスが書面によりかかる取引条件に同意した場合に限り、有効となります。

1. 本サービスの価格

ヘレウスが提供する本サービスの価格は、1回限り（スポット）のサービス注文（以下「サービス注文」といいます）又は継続した保守サービスの提供に関する契約（以下「サービス・レベル・アグリーメント」といいます）の方法で合意されます。サービスの価格には、契約締結時点で適用されるいかなる種類の税金も含まれておらず、別途課税されます。支払期日に支払いがなされなかった場合、年率14%の遅延利息が発生します（365日の日割り計算による）。

2. ヘレウスのサービス

2.1 ヘレウスは、サービス注文又はサービス・レベル・アグリーメントで合意した内容に従い、当該サービスに必要な（法律上要求される場合その要求に従う資格を有する）専門的な知識とスキルを有する要員により本サービスを提供します。

2.2 お客様が定期サービスの保守作業をヘレウスに委託される場合、ヘレウスは、可能な限り、サービス対象のシステムのマイナー・オーバーホールと修理を行います。

2.3 お客様がシステムの修理又は不具合の改善をヘレウスに委託される場合、ヘレウスは、かかる不具合の原因を特定するよう又は発見後直ちにかかる不具合を回避等により解決するよう、最善の努力を尽くします。

2.4 ヘレウスは、強制力のある適用される法律及び規則を遵守して本サービスを提供します。また、危険物のアセスメント、製造者情報、工場の標準化、その他のルール又はダイレクティブ等、別途個別にお客様と合意した内容に基づく範囲で、契約終了前にお客様から頂いたご指示及びご要望に従います。

2.5 ヘレウスは、サービス提供時に通常必要となるツール、製品の運用上必要な備品、補助原料をご用意します。但し、別途契約上お客様の協力義務としてお客様にご用意して頂く必要があるものは除かれます。

2.6 ヘレウスは、サービス・プロトコル又は該当する場合作業報告書を、本サービス完了後お客様に提出します。但し、請求書と同時になる場合があります。

2.7 ヘレウスの本サービスは、ヘレウス、他のヘレウス・グループ会社又はヘレウスの認定したパートナー会社の資格のある要員により実施されます。

3. お客様の義務

3.1 システムの運用者・利用者として、お客様は適用される法令を遵守し、システムの製造者の情報、ポリシー及びガイドラインを遵守しなければなりません。

3.2 システムの修理に関するサービス注文を行う前に、お客様は、ヘレウスに対し不具合又は瑕疵及び稼働状況に関するできる限り詳細な情報を提供しなければなりません。

3.3 お客様は、ヘレウスの要員に対して、定められた安全性に関するルールを周知させ、当該要員の保護のために必要とされる全ての措置を行わなければなりません。

4. 検収

4.1 お客様は、ヘレウスがお客様に対して完了を通知した場合直ちに本サービスについての検収を行わなければなりません。

4.2 お客様は、本サービスの検収後に明らかな不具合を発見した場合、その旨をヘレウスに対して直ちに（遅くともヘレウスの本サービスの完了日後10暦日以内）書面で通知しなければなりません。明らかな不具合を直ちに知らせなかった場合、お客様は、当該不具合について有する法的権利を失うことになります。

4.3 本サービスは、お客様からの明示的な検収の意思表示がなくとも、お客様が当該システムの生産的使用を開始した時点で検収されたものとみなされます。

5. 限定的保証及び免責

5.1 ヘレウスは、お客様が本サービスを受領した日から6カ月間（以下「保証期間」といいます）に限り、本サービスが作業上及び材質上の瑕疵がなく、適用される仕様に合致していることについて、保証します。

5.2 この第5.1項の保証に違反した場合で、かつお客様がヘレウスに対して保証期間中に書面によりその旨通知した場合に限り、ヘレウスは本サービス（又はその該当部分）を無償で再履行するか、ヘレウスの任意の判断で、当該本サービスの代金をお客様に返金します。ヘレウスは、本製品の瑕疵又は不適合性の有無について、検査を要求することができます。

5.3 この第5項の保証は、商品性及び特定目的適合性に関する黙示の保証を含む、明示又は黙示の他の全ての保証責任及び瑕疵担保責任に代わるものとして提供され、ヘレウスは第5項以外のいかなる責任も負いません。上記の保証、制限、救済の条項に対する変更及び追加は、ヘレウス及びお客様が署名した書面による合意に明示されない限り、無効です。

6. 責任の制限

ヘレウスの過失又は詐欺的な虚偽表示による生命又は身体に対する損害を除いて、(1)ヘレウスは、いかなる理由であれ、本サービスの提供又は本契約に起因又は関連して発生した逸失利益、間接損害、特別損害、派生的損失若しくは損害、又は派生的な賠償に関するコスト、費用若しくはその他の請求について、お客様に対して何らの責任を負わず（但し、本取引条件に明示されている場合を除きます）、(2)この契約に起因又は関連して発生するヘレウスのお客様に対する責任は、過失、契約違反、その他の法律上の原因による場合であれ、当該欠陥のあったサービスの契約金額（サービス・レベル・アグリーメントの場合には、1年間の定期料金）が限度となります。

7. 機密保持

お客様及びヘレウスは、このサービス契約の履行により取得し得る相手方に関する情報を秘密に保持し、かかる情報をいかなる第三者にも開示又は漏洩してはなりません。

8. 契約上の地位移転の禁止等

お客様及びヘレウスは、相手方の書面による同意がない限り、この契約の契約上の地位、権利又は義務を第三者に譲渡又は移転することはできません。

9. 準拠法、仲裁及び仲裁地

この契約は、抵触法を除き、日本法のみ準拠して解釈されます。この契約から生じる当事者間のいかなる紛争も、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。